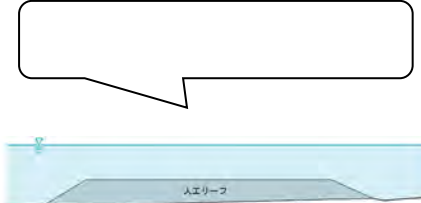
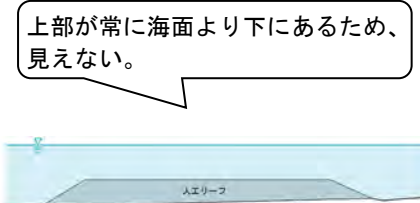
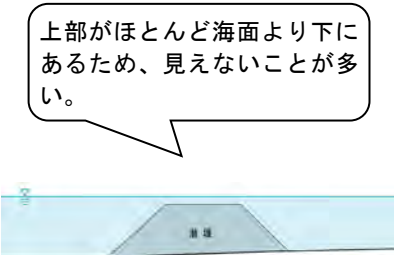
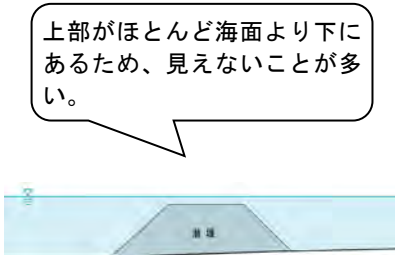


現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
遠州灘沿岸海岸保全基本計画 （第 2 章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項） （変更） 平成 2 7 年 1 2 月 愛 知 県	遠州灘沿岸海岸保全基本計画 （第 2 章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項） 変 更 原案 令和 7 年〇月 愛 知 県

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 第1章では、遠州灘全体を対象に、海岸保全に関する基本理念、基本方針、施策、さらには、遠州灘における海岸の防護、海岸環境の保全、公衆の適正な利用の基盤となる砂浜の保全方策、地域特性に応じた海岸の整備を行うためのエリア区分と整備の方向を定めた。 第2章では、砂浜の保全方策、エリア区分と整備の方向に基づき、「海岸保全施設」を整備しようとする区域と区域ごとの整備内容を定める。ここに示す内容は、整備に関する基本的な事項であり、実施にあたっては地元住民の意見や事業箇所の自然環境、利用状況等をふまえてより詳細な整備内容や施設構造等を決定していく。 「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設である。 《海岸保全施設等の整備の推進》 海岸は、津波、高潮、波浪による災害から背後の人命や財産を防護する役割を担っている。 このため、海岸の防護は、気象、海象、地形等の自然条件及び過去の災害発生の状況を分析し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定めることとする。遠州灘における防護目標は以下の通りとする。 高潮防護目標 ： 潮位については、天文潮位としては台風期平均満潮位とし、高潮偏差としては伊勢湾台風規模の偏差を地域毎に整理し、最も影響が大きい（偏差が高い）偏差を用いることとする。 この潮位に 50 年確率波浪を用い、背後地の状況を踏まえた上で必要となる防護機能を施設整備目標とする。 地震・津波防護目標 ： 南海トラフ沿いで過去に発生した地震モデルとして、内閣府と方針等について相談しながら県が独自に検討した「宝永地震モデル」、「安政東海・東南海地震モデル」、「昭和東南海・南海地震モデル」、これらの地震を包絡した「5 地震重ね合わせモデル」による各津波高を比較し、地域毎に最も影響が大きい（津波高が高い）津波に対し、必要となる防護機能を施設整備目標とする。 防護目標に対し、海岸の堤防高は、施設整備目標の津波又は高潮・高波に対応する必要堤防高を比較して、高い方の堤防高を基本に検討することとする。検討にあたっては、越波・浸水の低減効果、海岸の利用・環境・景観及び経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の管理者、関係機関と調整した上で、必要な堤防高を確保する。 また、海岸保全施設と、その近接にある保安林の土塁など海水の侵入による被害を軽減する効果を有する施設と一体的に整備するなど、地域の状況を踏まえた整備となるよう必要に応じて検討を行う。 ※ 海岸保全施設等・・・海岸保全施設及び保安林の土塁、海岸部の道路等の浸水防護の効用がある公共土木施設及び自然地形 ※ 本計画における海岸保全施設の整備に関する事項の詳細は、河川管理者や港湾及び漁港の管理者、保安林管理者等、関係機関との調整、地域における整備に関する協議の結果等を踏まえ、順次決定していく。	第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 第1章では、遠州灘全体を対象に、海岸保全に関する基本理念、基本方針、施策、さらには、遠州灘における海岸の防護、海岸環境の保全、公衆の適正な利用の基盤となる砂浜の保全方策、地域特性に応じた海岸の整備を行うためのエリア区分と整備の方向を定めた。 第2章では、砂浜の保全方策、エリア区分と整備の方向に基づき、「海岸保全施設」を整備しようとする区域と区域ごとの整備内容を定める。ここに示す内容は、整備に関する基本的な事項であり、実施にあたっては地元住民の意見や事業箇所の自然環境、利用状況等をふまえてより詳細な整備内容や施設構造等を決定していく。 「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設である。 《海岸保全施設等の整備の推進》 海岸は、津波、高潮、波浪による災害から背後の人命や財産を防護する役割を担っている。 このため、海岸の防護は、気象、海象、地形等の自然条件及び過去の災害発生の状況を分析し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定めることとする。遠州灘における防護目標は以下の通りとする。 高潮防護目標 ： 潮位については、天文潮位としては朔望平均満潮位に気候変動による海面上昇量を考慮したものとし、高潮偏差としては伊勢湾台風規模の台風に気候変動による台風中心気圧低下を考慮した偏差を地域毎に整理し、最も影響が大きい（偏差が高い）偏差を用いることとする。 この潮位に 50 年確率波浪を用い、背後地の状況を踏まえた上で必要となる防護機能を施設整備目標とする。 地震・津波防護目標 ： 南海トラフ沿いで過去に発生した地震モデルとして、内閣府と方針等について相談しながら県が独自に検討した「宝永地震モデル」、「安政東海・東南海地震モデル」、「昭和東南海・南海地震モデル」、これらの地震を包絡した「5 地震重ね合わせモデル」による各津波高を比較し、地域毎に最も影響が大きい（津波高が高い）津波に対し、必要となる防護機能を施設整備目標とする。また、津波高については気候変動による海面上昇に伴う影響を考慮したものとする。 防護目標に対し、海岸の堤防高は、施設整備目標の津波又は高潮・高波に対応する必要堤防高を比較して、高い方の堤防高を基本に検討することとする。検討にあたっては、越波・浸水の低減効果、海岸の利用・環境・景観及び経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の管理者、関係機関と調整した上で、必要な堤防高を確保する。 また、海岸保全施設と、その近接にある保安林の土塁など海水の侵入による被害を軽減する効果を有する施設と一体的に整備するなど、地域の状況を踏まえた整備となるよう必要に応じて検討を行う。 ※ 海岸保全施設等・・・海岸保全施設及び保安林の土塁、海岸部の道路等の浸水防護の効用がある公共土木施設及び自然地形 ※ 本計画における海岸保全施設の整備に関する事項の詳細は、河川管理者や港湾及び漁港の管理者、保安林管理者等、関係機関との調整、地域における整備に関する協議の結果等を踏まえ、順次決定していく。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
（１）海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 海岸保全施設を整備しようとする区域については、整備の優先度や地域のバランス、事業実施の検討熟度を考慮して設定する。整備の優先度は、施設整備の基本は防護と考え、海岸施設の防護機能の状態や背後の利用状況等により緊急性を判断して決定する。 なお、愛知県においては、優先して整備する地震・津波対策として「第３次あいち地震対策アクションプラン」（平成26年12月公表）において位置付けた「浸水・津波から命を守る」対策をターゲットとして、背後地において甚大な被害が予測される区間の堤防、及び老朽化が進行、若しくは津波到達時間が短いと予測される水門等について必要な整備を優先して行うこととする。 また、高潮対策については、浸水被害が発生した区間や施設整備目標に対し防護機能が不足する区間、及び老朽化が進行している海岸保全施設に対し必要な対策を実施していく。 これらに加え、遠州灘沿岸については、遠州灘の特色である砂浜の保全が環境、利用のみならず防護の観点からも重要であるため、砂浜の侵食が著しく、今後も侵食が進行していくことが想定される区間の侵食対策も引き続き実施していく。 但し、実際の整備箇所は詳細な調査により決定するので、整備のための詳細検討が必要な箇所を「整備対象区域」として示す。	（１）海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 海岸保全施設を整備しようとする区域については、整備の優先度や事業実施の検討熟度を考慮して設定する。整備の優先度は、施設整備の基本は防護と考え、海岸施設の防護機能の状態や背後の利用状況等により緊急性を判断して決定する。 なお、愛知県においては、優先して整備する地震・津波対策として「第３次あいち地震対策アクションプラン」（平成26年12月公表、令和5年11月改定）において位置付けた「浸水・津波から命を守る」対策をターゲットとして、背後地において甚大な被害が予測される区間の堤防、及び老朽化が進行、若しくは津波到達時間が短いと予測される水門等について必要な整備を優先して行うこととする。 また、高潮対策については、浸水被害が発生した区間や施設整備目標に対し防護機能が不足する区間、及び老朽化が進行している海岸保全施設に対し必要な対策を実施していく。 気候変動を踏まえた将来の施設整備目標については、施設の耐用年数や、整備費用の面から段階的な整備を実施していく。また、将来の施設整備目標には不確実性があるため、最新の知見を取り込み必要に応じて計画の見直しを行うこととする。 これらに加え、遠州灘沿岸については、遠州灘の特色である砂浜の保全が環境、利用のみならず防護の観点からも重要であるため、砂浜の侵食が著しく、今後も侵食が進行していくことが想定される区間の侵食対策も引き続き実施していく。侵食対策は対策を立案、実施、実施後にモニタリングを行い、対策について検証し、必要に応じて対策を見直していくといった、モニタリング等を重視した順応的砂浜管理を行い、気候変動に関する最新の知見を取り込み、継続的に対応方針を更新していく仕組みや体制を構築していく。 但し、実際の整備箇所は詳細な調査により決定するので、整備のための詳細検討が必要な箇所を「整備対象区域」として示す。
（２）海岸保全施設の種類、規模及び配置等 前項で示した整備対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設、整備の概要、さらには環境面、利用面への配慮における特記事項を示す。	（２）海岸保全施設の種類、規模及び配置等 前項で示した整備対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設、整備の概要、さらには環境面、利用面への配慮における特記事項を示す。
（３）海岸保全施設による受益の地域及びその状況 受益の地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、整備対象区域背後の施設や土地に対して被害の発生が想定される地域である。 海岸保全施設の整備によって海岸侵食や高潮、津波等の海岸災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について前項の表に併せて整理した。	（３）海岸保全施設による受益の地域及びその状況 受益の地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、整備対象区域背後の施設や土地に対して被害の発生が想定される地域である。 海岸保全施設の整備によって海岸侵食や高潮、津波等の海岸災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について前項の表に併せて整理した。
２．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 海岸保全施設については、良好な状態に保つよう維持・修繕し、海岸の防護に支障を及ぼさないよう努める。 具体的には、海岸保全施設の点検を効率的・効果的に実施するための情報整理を行い、防護機能に影響を及ぼす変状や施設の損傷・劣化をとらえるため、巡視（パトロール）や定期点検を行う。 点検にあたっては、地形等により劣化や被災による変状が起こりやすい箇所に留意するとともに、特に、地震、津波、高潮等の発生後においては、異常時点検を行うものとする。 さらに、点検結果を踏まえ、海岸保全施設の防護機能の低下を把握するための健全度評価を実施し、施設の位置、背後地や利用者の安全等を勘案した、適切な点検・修繕等の維持管理に関する方針を検討する。 修繕等予防保全が必要と評価された海岸においては、点検、修繕等に関する計画を含む長寿命化計画を策定し、海岸保全施設の維持・修繕を計画的に実施する。	２．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 海岸保全施設については、良好な状態に保つよう維持・修繕し、海岸の防護に支障を及ぼさないよう努める。また、海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録の作成及び保全を適切に行う。 具体的には、海岸保全施設の点検を効率的・効果的に実施するための情報整理を行い、防護機能に影響を及ぼす変状や施設の損傷・劣化をとらえるため、巡視（パトロール）や定期点検を行う。 点検にあたっては、地形等により劣化や被災による変状が起こりやすい箇所に留意するとともに、特に、地震、津波、高潮等の発生後においては、異常時点検を行うものとする。 さらに、点検結果を踏まえ、海岸保全施設の防護機能の低下を把握するための健全度評価を実施し、施設の位置、背後地や利用者の安全等を勘案した、適切な点検・修繕等の維持管理に関する方針を検討する。 修繕等予防保全が必要と評価された海岸においては、点検、修繕等に関する計画を含む長寿命化計画を策定し、海岸保全施設の維持・修繕を計画的に実施する。

現行基本計画記載内容		変更記載内容（案）	
表 2-1 侵食防止としての主な対策工		表 2-1 侵食防止としての主な対策工	
対策工の主な特性		対策工の主な特性	
養浜、 サンドバイパス	養浜工は、侵食された海岸などに砂礫を投入する工法であり、海岸の自然環境の保全および海浜利用の面で優れており、侵食等の隣接海岸への影響も和らげることができる。 海浜の維持・回復・創出が図れる。越波・浸水の低減効果が図れる。土砂流出の防止対策が必要となる。 サンドバイパスは、漁港等の構造物の上手側に堆積した土砂を構造物の下手側の侵食箇所投入する方法であり、サンドバイパスでは、航路埋没や河口閉塞の対策として浚渫した土砂の有効利用が図れる。	養浜、 サンドバイパス	養浜工は、侵食された海岸などに砂礫を投入する工法であり、海岸の自然環境の保全および海浜利用の面で優れており、侵食等の隣接海岸への影響も和らげることができる。 海浜の維持・回復・創出が図れる。越波・浸水の低減効果が図れる。土砂流出の防止対策が必要となる。 サンドバイパスは、漁港等の構造物の上手側に堆積した土砂を構造物の下手側の侵食箇所投入する方法であり、サンドバイパスでは、航路埋没や河口閉塞の対策として浚渫した土砂の有効利用が図れる。
	 【効果：海浜の維持・回復・創出、消波】 航路埋没土砂のサンドバイパス（福田漁港海岸）		 【効果：海浜の維持・回復・創出、消波】 航路埋没土砂のサンドバイパス（福田漁港海岸）
人工リーフ	人工リーフは、自然の珊瑚礁が持つ優れた消波機能を模した構造物である。 海浜の安定化が期待でき、高波浪の減衰効果は高い。構造物が水面下となることから海岸景観上は好ましいが、堤体規模が大きくなるため工費は高くなる。浅海域における活動への配慮が必要となる。 【効果：間接的な漂砂制御（波高、波向き、波浪による流れを制御）、背後への堆砂、沿岸漂砂の制御（漂砂量の低減）、岸沖漂砂の制御（前浜の確保）】	人工リーフ	人工リーフは、自然の珊瑚礁が持つ優れた消波機能を模した構造物である。 海浜の安定化が期待でき、高波浪の減衰効果は高い。構造物が水面下となることから海岸景観上は好ましいが、堤体規模が大きくなるため工費は高くなる。浅海域における活動への配慮が必要となる。 【効果：間接的な漂砂制御（波高、波向き、波浪による流れを制御）、背後への堆砂、沿岸漂砂の制御（漂砂量の低減）、岸沖漂砂の制御（前浜の確保）】
	 人工リーフ（渥美海岸〔恋路ヶ浜〕）		 人工リーフ（渥美海岸〔恋路ヶ浜〕）
離岸堤 （潜堤）	離岸堤は、汀線から離れた沖側の海域に、汀線にほぼ平行に設置する構造物である。 直接的に波浪を低減することから背後に静穏域が確保され、海浜の安定化が図れる。浅海域における活動への配慮が必要となる。 なお、海岸景観に配慮して干潮時以外は水面下になるような潜堤タイプもある。 【効果：消波、波高減衰、背後への堆砂、沿岸漂砂の制御（漂砂量の低減）、岸沖漂砂の制御（前浜の確保）】	離岸堤 （潜堤）	離岸堤は、汀線から離れた沖側の海域に、汀線にほぼ平行に設置する構造物である。 直接的に波浪を低減することから背後に静穏域が確保され、海浜の安定化が図れる。浅海域における活動への配慮が必要となる。 なお、海岸景観に配慮して干潮時以外は水面下になるような潜堤タイプもある。 【効果：消波、波高減衰、背後への堆砂、沿岸漂砂の制御（漂砂量の低減）、岸沖漂砂の制御（前浜の確保）】
	 離岸堤（浜松五島海岸） 潜堤（高豊漁港海岸〔伊古部〕）		 離岸堤（浜松五島海岸） 潜堤（高豊漁港海岸〔伊古部〕）

現行基本計画記載内容									変更記載内容（案）									
愛知県	表 2-2 整備対象区								表 2-2 整備対象区									
	行政区分	海岸名 地区名	区域 番号	配置		主な施設 の種類	防護 面積 (ha)	受 地域	行政区分	海岸名 地区名	区域 番号	配置		主な施設 の種類	防護 面積 (ha)	受 地域		
				区域	規模							区域	規模					
					整備対象区 域延長 (m)								代表堤防高(m)				整備対象区 域延長 (m)	代表堤防高(m)
	豊橋市	二川漁港海岸 東細谷・細谷地区	⑨	東細谷 細谷	2,600	T.P.+4.88m	緩傾斜護岸	—	東細谷 細谷	豊橋市	二川漁港海岸 東細谷・細谷地区	⑨	東細谷 細谷	2,600	T.P.+4.88m	緩傾斜護岸	—	東細谷 細谷
		豊橋海岸 高塚・寺沢地区	⑩	高塚	900	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	—	高塚		豊橋海岸 高塚・寺沢地区	⑩	高塚	900	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	—	高塚
		高豊漁港海岸 高豊地区	⑪	伊古部 東赤沢	3,000	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	—	伊古部 東赤沢		高豊漁港海岸 高豊地区	⑪	伊古部 東赤沢	3,000	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	—	伊古部 東赤沢
		田原・豊橋海岸 大草・東赤沢地区		西赤沢 城下	2,000	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤、養浜	—	西赤沢 城下		田原・豊橋海岸 大草・東赤沢地区		西赤沢 城下	2,000	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤、養浜	—	西赤沢 城下
	田原市		⑫	百々 南神戸 (谷ノ口) 大草	8,600	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	—	百々 南神戸 (谷ノ口) 大草	田原市		⑫	百々 南神戸 (谷ノ口) 大草	8,600	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	—	百々 南神戸 (谷ノ口) 大草
		赤羽根漁港海岸 赤羽根地区	⑬	高松	2,200	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	—	高松 一色		赤羽根漁港海岸 赤羽根地区	⑬	高松	2,200	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	—	高松 一色
	⑭		赤羽根	1,100	T.P.+8.6m	胸壁、情報提供施設（注2）	3	赤羽根		⑭		赤羽根	1,100	T.P.+8.6m	胸壁、陸間、情報提供施設（注2）	3	赤羽根	
	⑮		池尻 若見 越戸	4,300	—	養浜	—	池尻 若見 越戸		⑮		池尻 若見 越戸	4,300	—	養浜	—	池尻 若見 越戸	
	渥美海岸 日出・和地地区	⑯	堀切	5,000	—	— （注3）	—	堀切		渥美海岸 日出・和地地区	⑯	堀切	5,000	—	— （注3）	—	堀切	
注 1）海岸保全施設等の整備については、表中の整備対象区域内で必要最小限のものを予定しており、区域内全域に整備を行うものではない									注 1）海岸保全施設等の整備については、表中の整備対象区域内で必要最小限のものを予定しており、区域内全域に整備を行うものではない									
注 2）本計画における海岸保全施設の整備に関する事項は、河川管理者や漁港の管理者等、関係機関との調整、地域における整備に関する協議の結果等を踏まえ、順次決定していく。									注 2）本計画における海岸保全施設の整備に関する事項は、河川管理者や漁港の管理者等、関係機関との調整、地域における整備に関する協議の結果等を踏まえ、順次決定していく。									
注 3）津波対策の海岸保全施設の規模、配置等は、今後、地域における総合的な津波対策(多重防御)や整備に関する協議等を踏まえ詳細に設定していく。									注 3）津波対策の海岸保全施設の規模、配置等は、今後、地域における総合的な津波対策(多重防御)や整備に関する協議等を踏まえ詳細に設定していく。									

現行基本計画記載内容				変更なし	変更記載内容（案）										
域の整備内容整理表								域の整備内容整理表							
益地域	整備の概要	特記事項		益地域	整備の概要	特記事項									
		環境面	利用面			環境面	利用面								
海岸林農用地	アカウミガメの産卵地が回復するように既存消波堤の改良を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する	海岸林農用地	アカウミガメの産卵地が回復するように既存消波堤の改良を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する								
海岸林農用地	砂浜の侵食防止と回復を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜、海食崖などの自然景観に配慮した潜堤の設置及び養浜（サンドリサイクル）等を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する	海岸林農用地	砂浜の侵食防止と回復を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜、海食崖などの自然景観に配慮した潜堤の設置及び養浜（サンドリサイクル）等を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する								
海岸林農用地															
海岸林農用地	利便施設の整備予定箇所において、砂浜の侵食防止と回復と利用促進を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜、海食崖などの自然景観にも配慮した潜堤の設置を行う。	海食崖を中心とした海岸景観の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用や計画している利便施設の整備推進に配慮する	海岸林農用地	利便施設の整備予定箇所において、砂浜の侵食防止と回復と利用促進を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜、海食崖などの自然景観にも配慮した潜堤の設置を行う。	海食崖を中心とした海岸景観の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用や計画している利便施設の整備推進に配慮する								
海岸林農用地	砂浜の侵食防止と回復を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜、海食崖などの自然景観にも配慮した潜堤の設置を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と一色の磯の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用に配慮する	海岸林農用地	砂浜の侵食防止と回復を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜、海食崖などの自然景観にも配慮した潜堤の設置を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と一色の磯の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用に配慮する								
住宅地農用地	津波から漁港背後集落の生命・財産を守るため、胸壁を整備する。 また、海岸利用者の避難誘導に役立てるための情報提供施設を整備する。	海岸景観の保全に配慮する	漁港の利用に配慮する。	住宅地農用地	津波から漁港背後集落の生命・財産を守るため、胸壁を整備する。 また、海岸利用者の避難誘導に役立てるための情報提供施設を整備する。	海岸景観の保全に配慮する	漁港の利用に配慮する。								
海岸林住宅地農用地	砂浜の侵食防止と回復を図るため、沿岸漂砂に配慮しながらサンドバイパス等を行う。	海岸景観の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用に配慮する	海岸林住宅地農用地	砂浜の侵食防止と回復を図るため、沿岸漂砂に配慮しながらサンドバイパス等を行う。	海岸景観の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用に配慮する								
海岸林住宅地農用地	津波から背後集落の生命・財産を守る対策を行う。	海岸景観の保全に配慮する	海浜及び背後地の利用に配慮する。	海岸林住宅地農用地	津波から背後集落の生命・財産を守る対策を行う。	海岸景観の保全に配慮する	海浜及び背後地の利用に配慮する。								

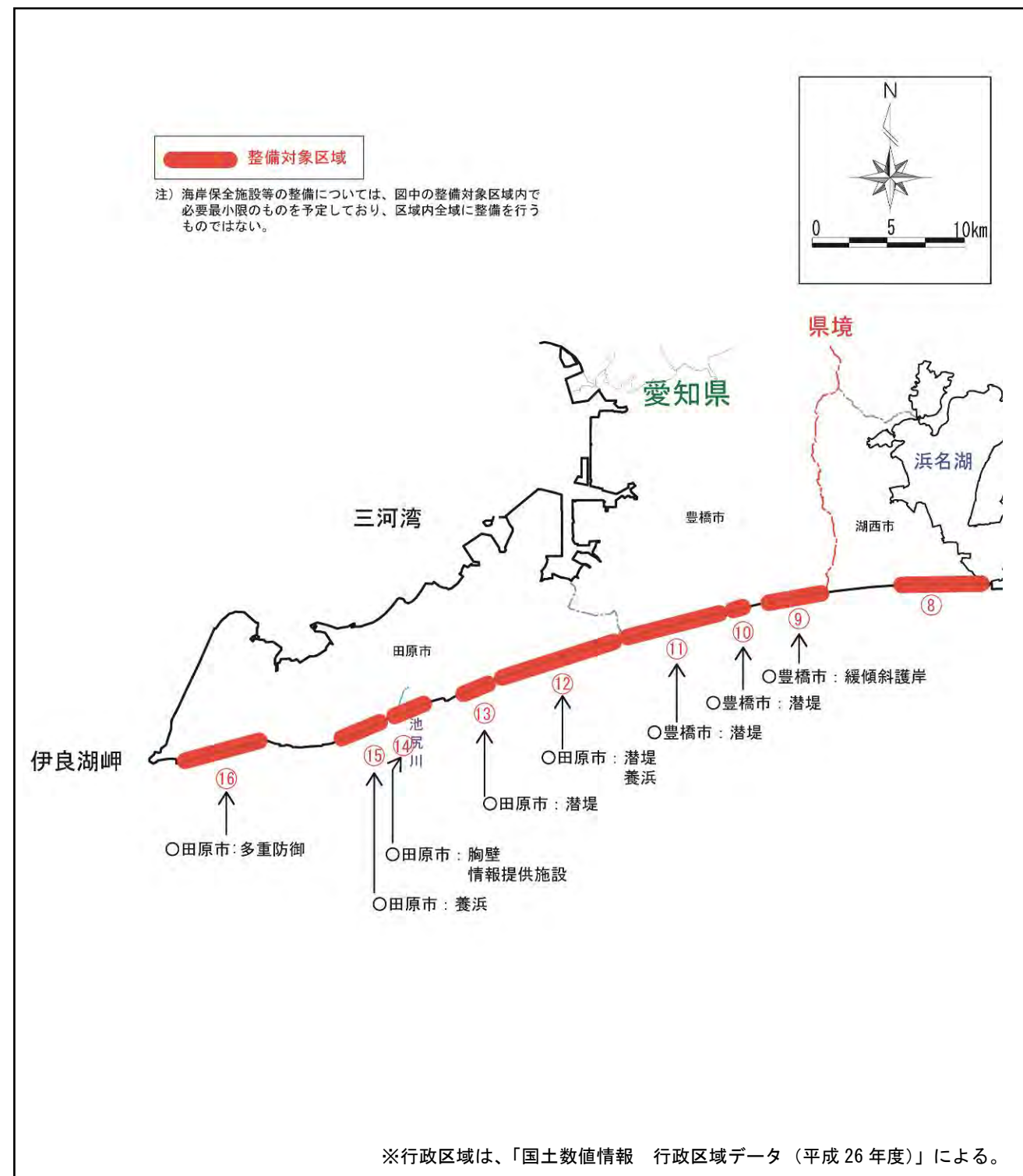


図 2.1 遠州灘沿岸における整備対象区域の位置図

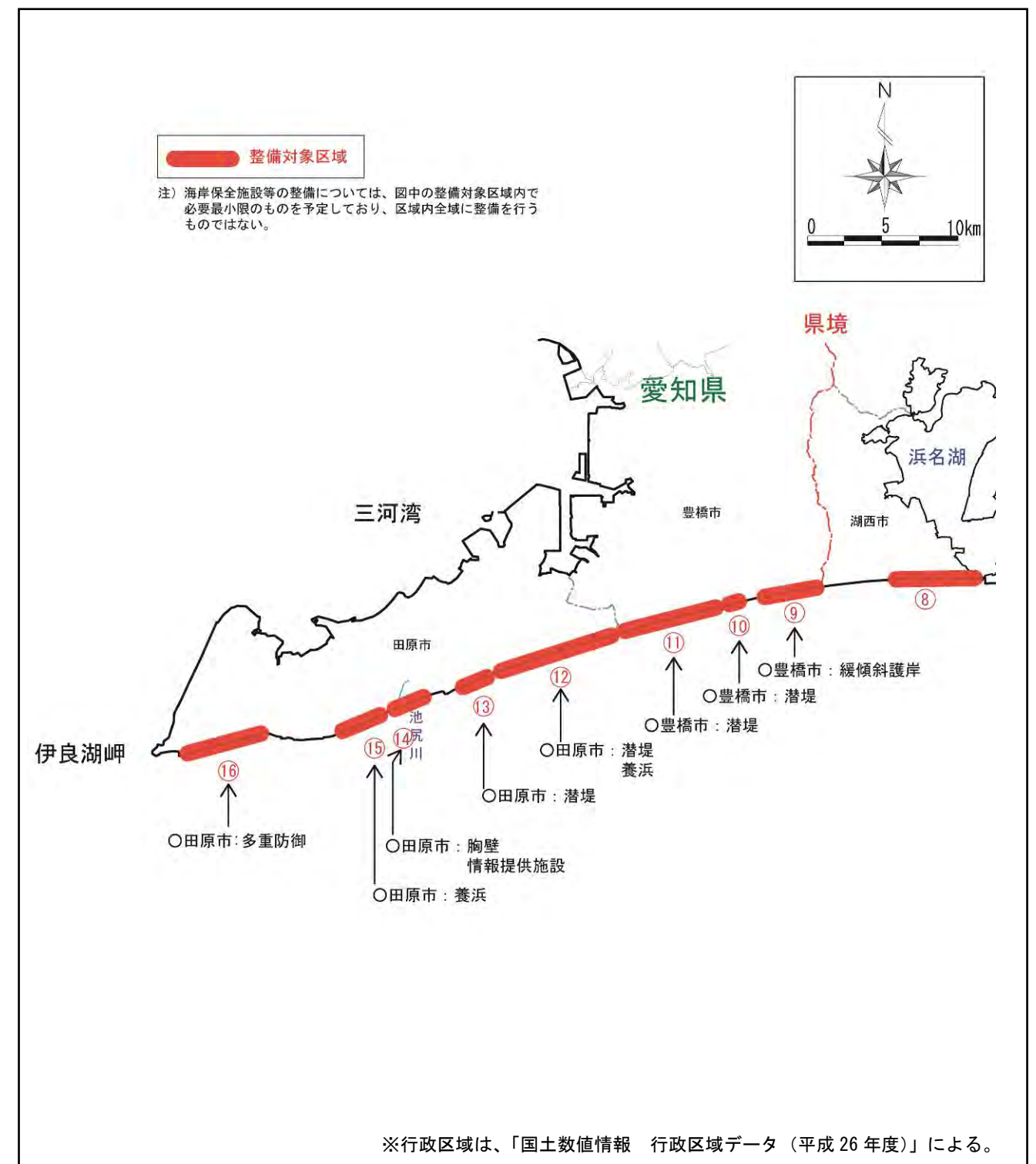


図 2.1 遠州灘沿岸における整備対象区域の位置図

維持又は修繕に関する事項

[illegible]

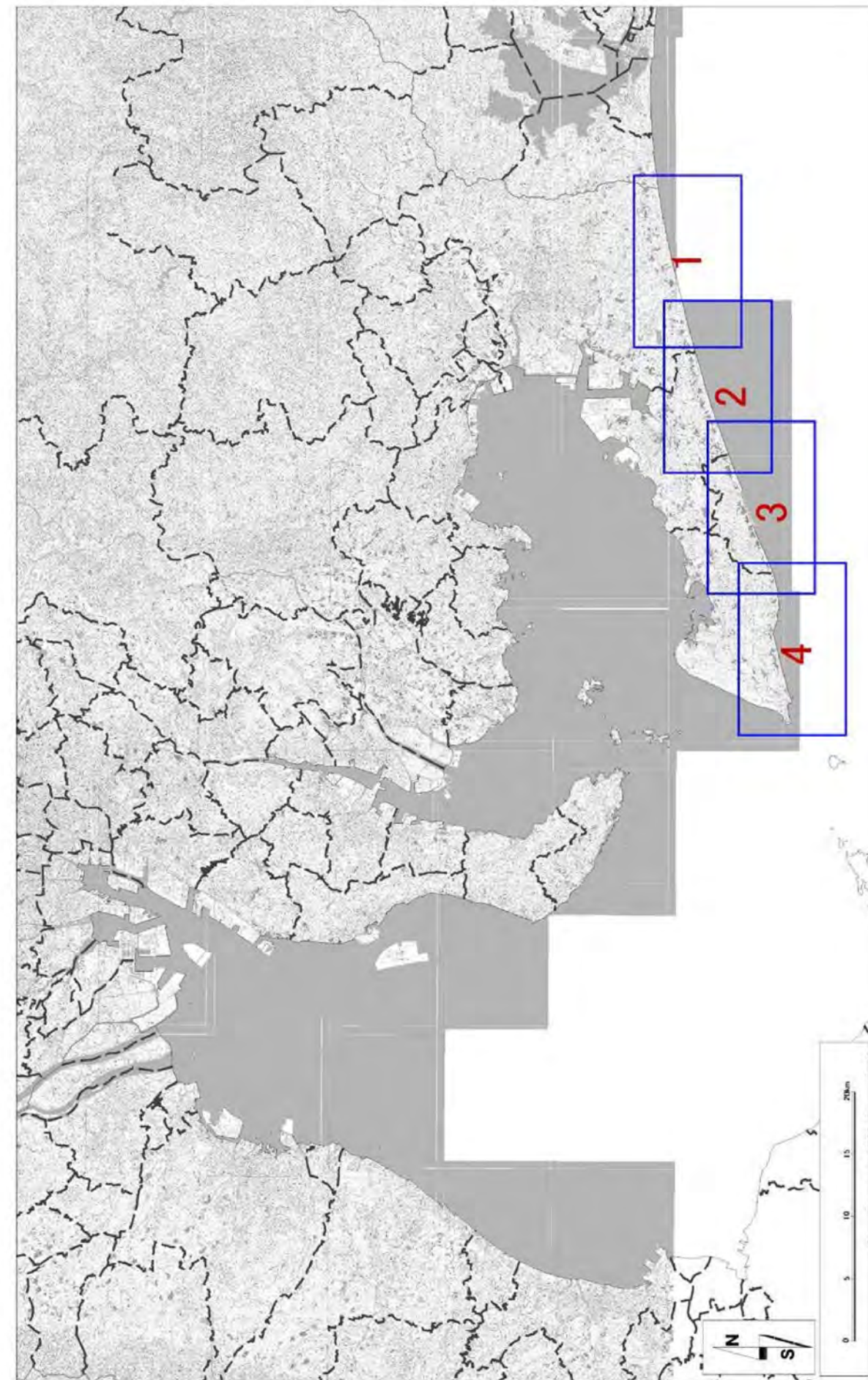
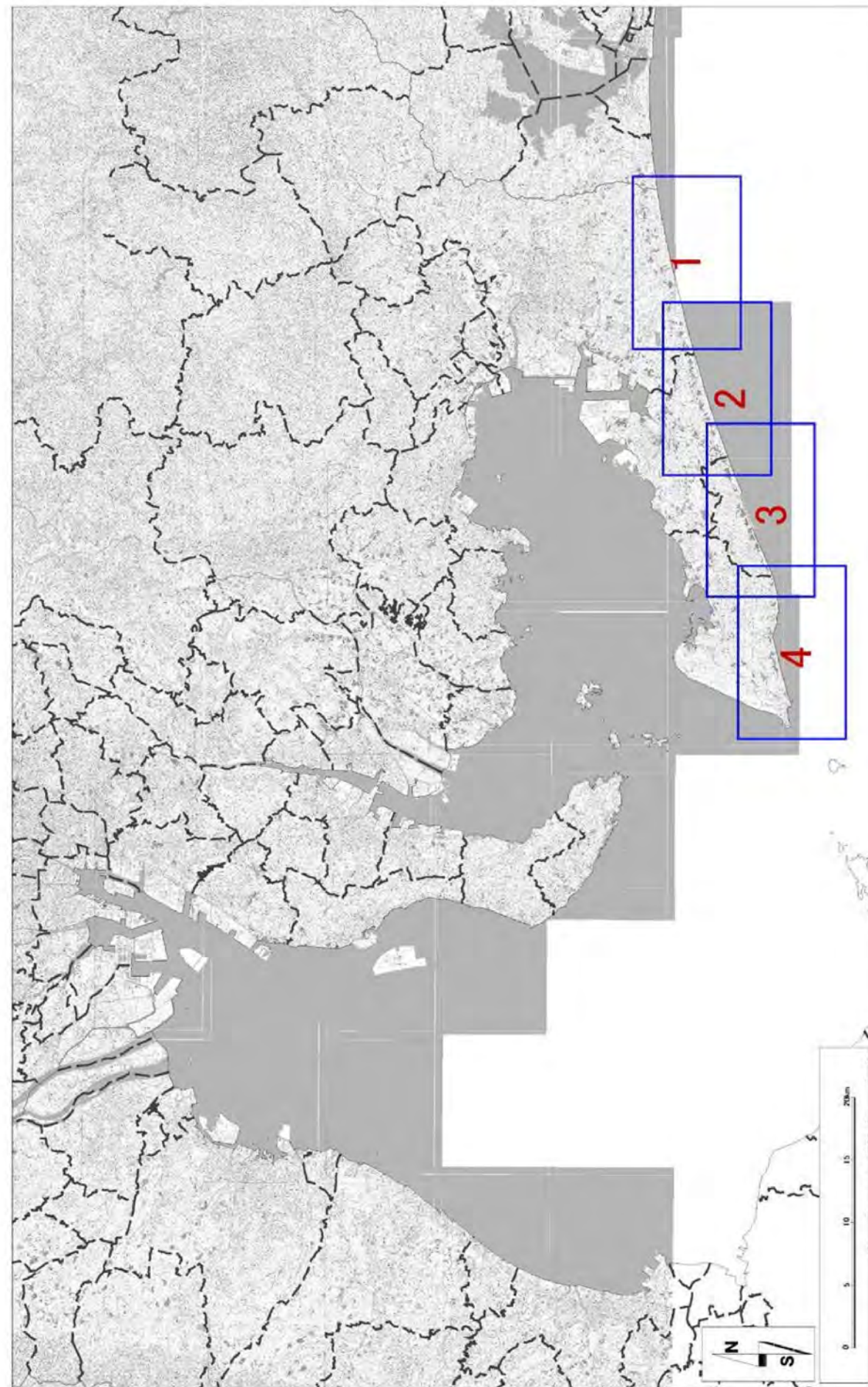
維持又は修繕に関する事項

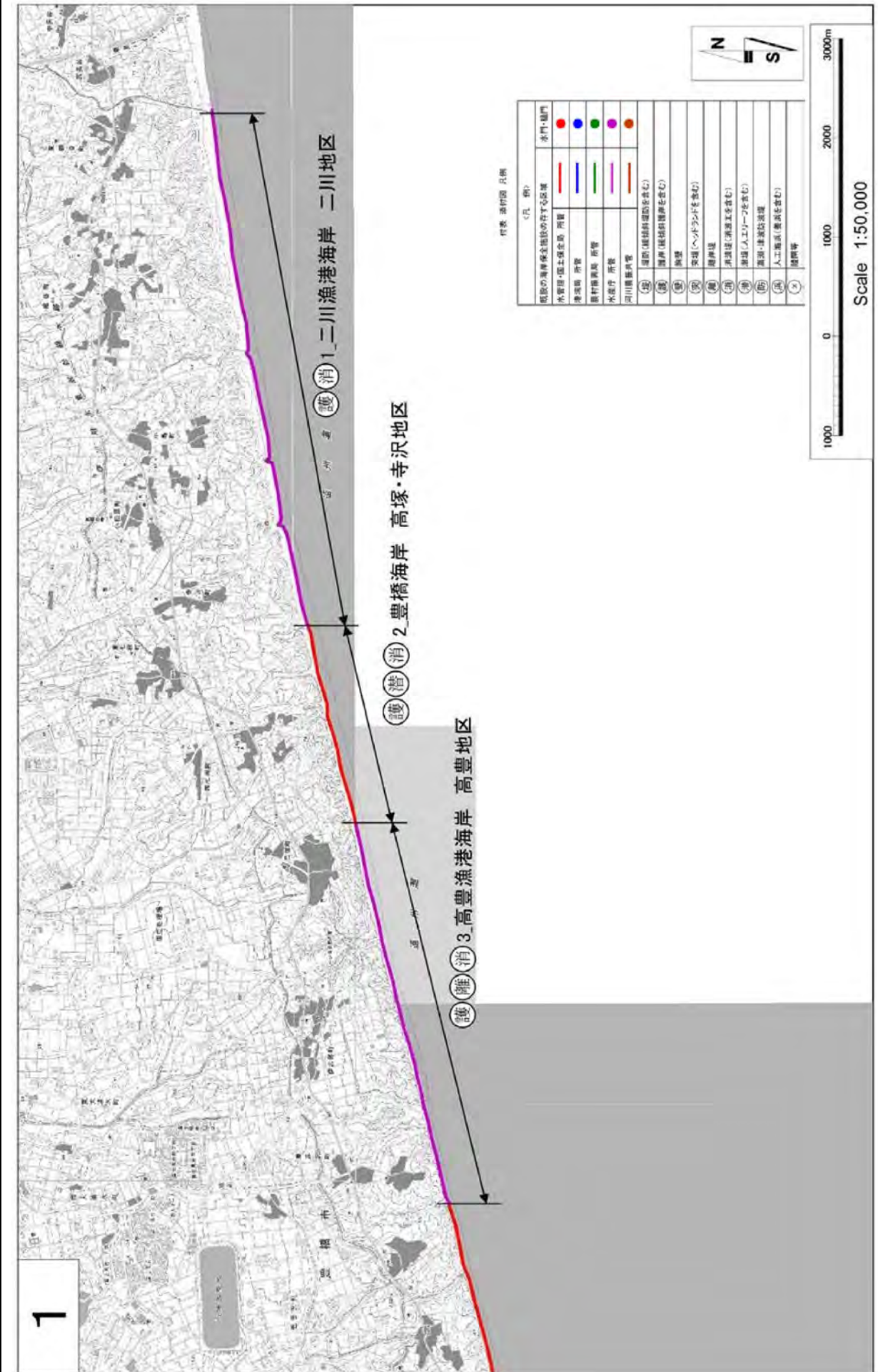
ゾーン	海岸名	区画番号	地区名	海岸計画 (所定)	変更地区の状況 用途	状況	沿岸環境 (約 10m)	種類	形式	風速(10m高) (m/s)	浪高(10m高) (TPM)	備考又は参考の方法	特に配慮する事項
自然利用 ゾーン 遊歩道ゾーン	二川漁港	1	二川	遊歩道 (水主用)	豊後市	変更	2,142	堤岸	—	—	—	長寿命化計画に基づいて、点検を実施し、平均高水の高さに基づき計画的な維持管理を行う。 空洲化等が確認された場合は、点検に応じて必要な措置を講じる。	・アカウチが40度の産卵地、漁浜橋北と海岸景観の保護に配慮する。 ・「サフーン」などのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、親睦の利便施設に配慮する。 ・砂浜の保全
	豊後	2	高塚・寺沢	遊歩道 (水管理・土主保全 用)				堤岸	2,040	4.1	長寿命化計画に基づいて、点検を実施し、平均高水の高さに基づき計画的な維持管理を行う。 空洲化等が確認された場合は、点検に応じて必要な措置を講じる。	・アカウチが40度の産卵地、漁浜橋北と海岸景観の保護に配慮する。 ・「サフーン」などのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、親睦の利便施設に配慮する。 ・砂浜の保全	
	豊後	3	高塚	遊歩道 (水主用)				堤岸	540 3歳	—	長寿命化計画に基づいて、点検を実施する。フロウクの低下等が確認された場合は、点検に応じて必要な措置を講じる。	・アカウチが40度の産卵地、漁浜橋北と海岸景観の保護に配慮する。 ・「サフーン」などのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、親睦の利便施設に配慮する。 ・砂浜の保全	
	豊後	4	高塚	遊歩道 (水主用)				堤岸	2,040	—	長寿命化計画に基づいて、点検を実施する。フロウクの低下等が確認された場合は、点検に応じて必要な措置を講じる。	・アカウチが40度の産卵地、漁浜橋北と海岸景観の保護に配慮する。 ・「サフーン」などのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、親睦の利便施設に配慮する。 ・砂浜の保全	
自然利用 ゾーン 遊歩道ゾーン	豊後漁港	3	豊後	遊歩道 (水主用)	豊後市	変更	2,440	堤岸	—	—	—	長寿命化計画に基づいて、点検を実施し、平均高水の高さに基づき計画的な維持管理を行う。 空洲化等が確認された場合は、点検に応じて必要な措置を講じる。	・アカウチが40度の産卵地、漁浜橋北と海岸景観の保護に配慮する。 ・「サフーン」などのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、親睦の利便施設に配慮する。 ・砂浜の保全
	豊後	4	高塚	遊歩道 (水主用)				堤岸	1,372 10歳	—	長寿命化計画に基づいて、点検を実施する。フロウクの低下等が確認された場合は、点検に応じて必要な措置を講じる。	・アカウチが40度の産卵地、漁浜橋北と海岸景観の保護に配慮する。 ・「サフーン」などのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、親睦の利便施設に配慮する。 ・砂浜の保全	
	豊後	5	高塚	遊歩道 (水主用)				堤岸	3,500	—	長寿命化計画に基づいて、点検を実施する。フロウクの低下等が確認された場合は、点検に応じて必要な措置を講じる。	・アカウチが40度の産卵地、漁浜橋北と海岸景観の保護に配慮する。 ・「サフーン」などのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、親睦の利便施設に配慮する。 ・砂浜の保全	
	豊後	6	高塚	遊歩道 (水主用)				堤岸	2,116	4.2	長寿命化計画に基づいて、点検を実施し、平均高水の高さに基づき計画的な維持管理を行う。 空洲化等が確認された場合は、点検に応じて必要な措置を講じる。	・アカウチが40度の産卵地、漁浜橋北と海岸景観の保護に配慮する。 ・「サフーン」などのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、親睦の利便施設に配慮する。 ・砂浜の保全	
自然利用 ゾーン 遊歩道ゾーン	田原・豊後	4	大草・東島	遊歩道 (水管理・土主保全 用)	田原市	変更	3,040	堤岸	—	—	—	長寿命化計画に基づいて、点検を実施し、平均高水の高さに基づき計画的な維持管理を行う。 空洲化等が確認された場合は、点検に応じて必要な措置を講じる。	・海浜を中心とした遊歩道の整備の促進に配慮する。 ・「サフーン」などのレクリエーション利用が計画している。親睦施設の整備推進に配慮する。 ・砂浜の保全
	豊後	5	高塚	遊歩道 (水主用)				堤岸	2,070	—	長寿命化計画に基づいて、点検を実施する。フロウクの低下等が確認された場合は、点検に応じて必要な措置を講じる。	・アカウチが40度の産卵地、漁浜橋北と海岸景観の保護に配慮する。 ・「サフーン」などのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、親睦の利便施設に配慮する。 ・砂浜の保全	
	豊後	6	高塚	遊歩道 (水主用)				堤岸	3,040	4.2	長寿命化計画に基づいて、点検を実施し、平均高水の高さに基づき計画的な維持管理を行う。 空洲化等が確認された場合は、点検に応じて必要な措置を講じる。	・アカウチが40度の産卵地、漁浜橋北と海岸景観の保護に配慮する。 ・「サフーン」などのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、親睦の利便施設に配慮する。 ・砂浜の保全	
	豊後	7	高塚	遊歩道 (水主用)				堤岸	1,200 1歳	—	長寿命化計画に基づいて、点検を実施する。フロウクの低下等が確認された場合は、点検に応じて必要な措置を講じる。	・アカウチが40度の産卵地、漁浜橋北と海岸景観の保護に配慮する。 ・「サフーン」などのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、親睦の利便施設に配慮する。 ・砂浜の保全	

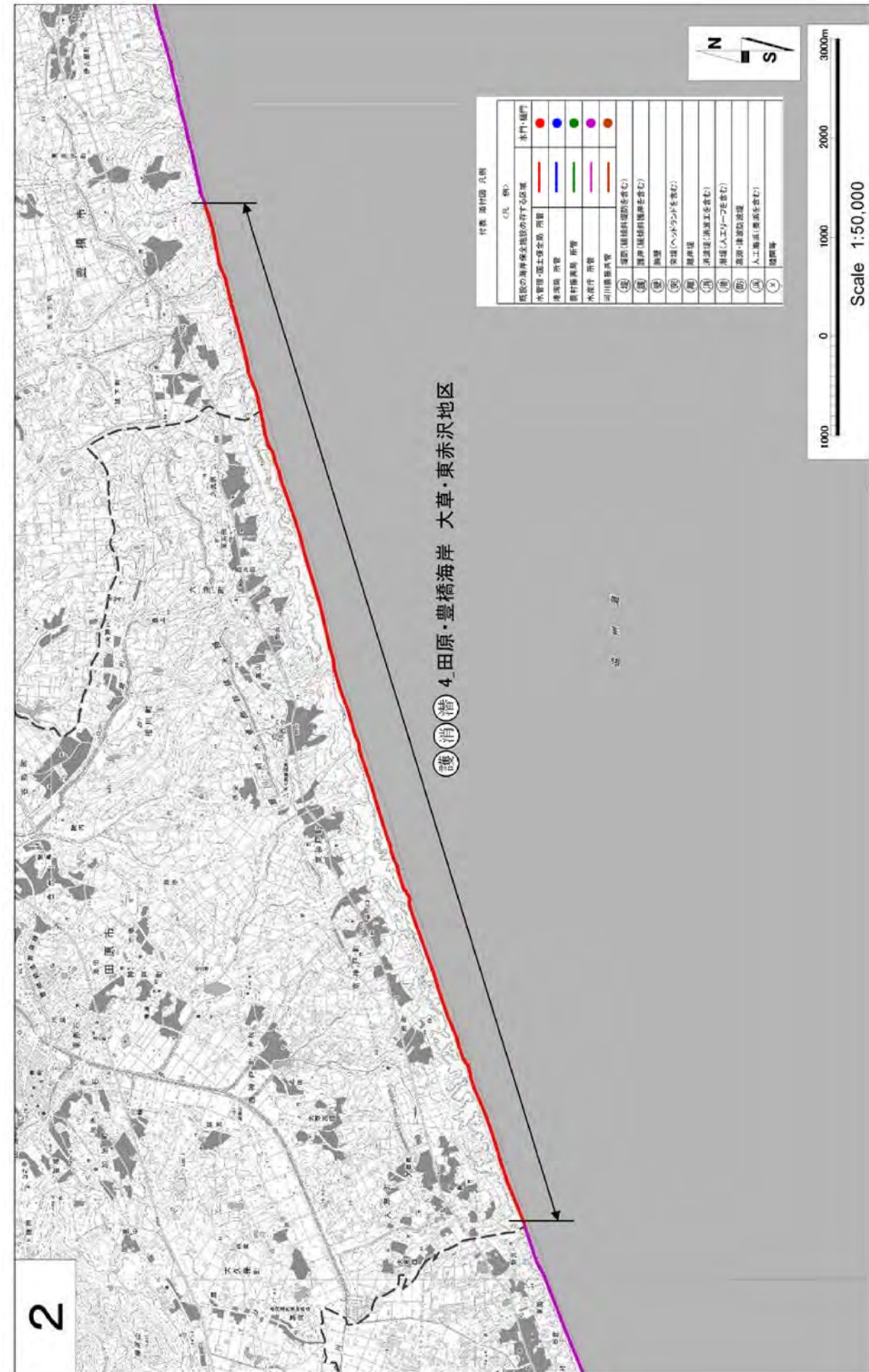
維持又は修繕に関する事項									
ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)	
	海岸名	地区番号		地域	状況 (約 ha)			延長(m)施設数 (基)	代表堤防高 (T.P.m)
自然利用ゾーン 遠州灘ブロック	赤羽根漁港	5	愛知県 (水産庁)	田原市		護岸		8,955	—
						離岸堤		1,669 15基	—
						消波堤		940	—
						防風等		7基	—
遠美		6	愛知県 (水管理・国土保全局)	田原市		護岸		836	4)
						堤		200 2基	—
						消波堤		10,300	—
						護岸		260	9.4)
遠美		7	愛知県 (水管理・国土保全局)	田原市	住宅地農用地	沿岸		900 6基	—
						消波堤		400	—
						消波堤		—	—

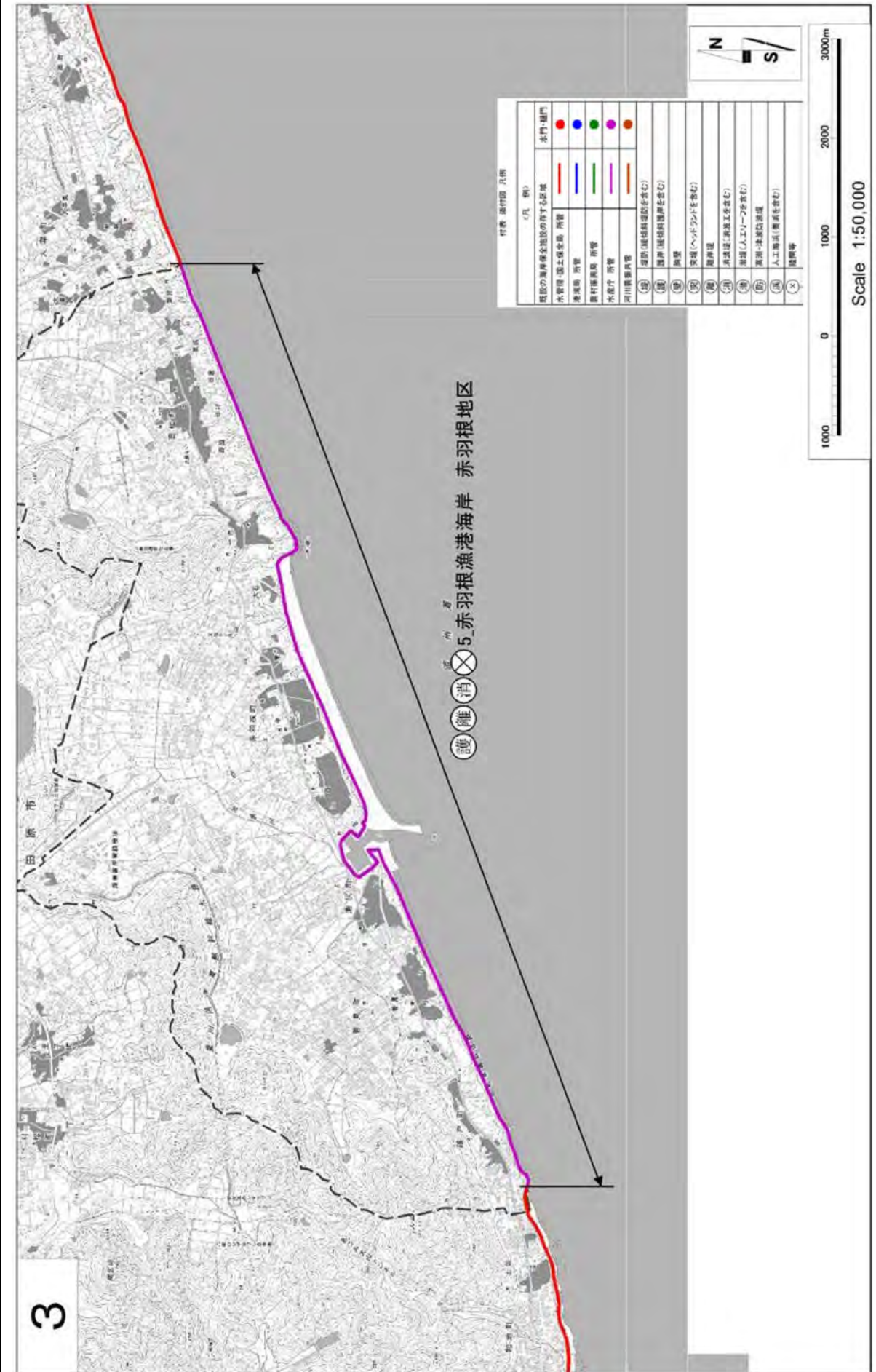
維持又は修繕に関する事項									
ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)	
	海岸名	地区番号		地域	状況 (約 ha)			延長(m)施設数 (基)	代表堤防高 (T.P.m)
自然利用ゾーン 遠州灘ブロック	赤羽根漁港	5	愛知県 (水産庁)	田原市		護岸		8,940	—
						離岸堤		1,669 16基	—
						消波堤		940	—
						防風等		7基	—
	遠美	6	愛知県 (水管理・国土保全局)	田原市		護岸		836	4.7)
						堤		200 2基	—
						消波堤		10,300	—
						護岸		260	9.4)
	遠美	7	愛知県 (水管理・国土保全局)	田原市	住宅地農用地	沿岸		900 6基	—
						消波堤		400	—
						消波堤		—	—
						消波堤		—	—

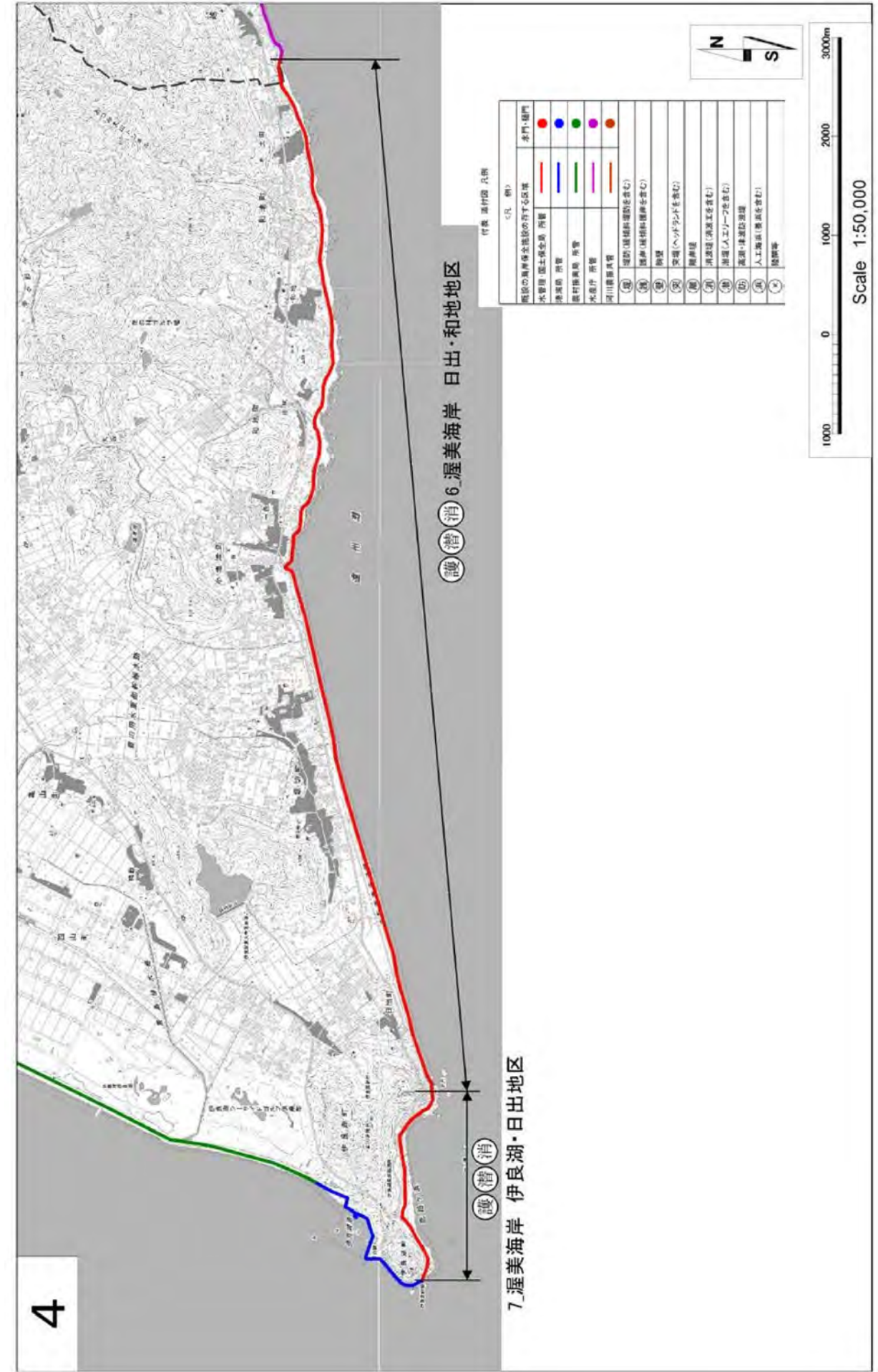
維持又は修繕の方法									
維持又は修繕の方法									
維持又は修繕の方法									
維持又は修繕の方法									
維持又は修繕の方法									
維持又は修繕の方法									
維持又は修繕の方法									
維持又は修繕の方法									
維持又は修繕の方法									
維持又は修繕の方法									
維持又は修繕の方法									











現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
3. 今後の取り組み方針 遠州灘沿岸の海岸保全基本計画策定後の取組の方針として、以下のものがあげられる。 ○総合土砂管理等に向けて関係機関との連携強化 遠州灘沿岸における砂浜の保全・回復においては、静岡県と愛知県、両県が連携し働きかけ、河川管理者などが中心となった総合的な土砂管理システムの構築が必要であり、今後も引き続き情報交換や調査・研究を行い、海浜状況の変化に適切に対応できる体制づくりを進めていくものとする。 また、砂丘や海食崖等の変化、多様な生物・生態系等の実態把握に関する、継続的な調査・研究体制についても、同様に関係者との連携・調整を図っていくものとする。 ○津波への対応 津波対策においては、「愛知県沿岸海岸保全基本計画検討委員会技術部会」の検討結果を踏まえ、地域特性に応じた対応を検討していくとともに、県地域防災計画等に基づいた対応に加え、各市町へのハザードマップ等の作成のためのデータ提供のほか、様々な関係機関と連携した多重防御、ソフトを含めた総合的な津波防災を推進していくものとする。 ○地球温暖化に伴う気候変動への対応 現在、国において検討が進められている「水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について」※1では、今後、地球温暖化に伴う気候変動により、施設の能力を上回る外力が頻発することや、それを大幅に上回る激甚な外力の発生することの懸念の高まりを指摘している。 さらに、「海岸保全区域等に係る海岸保全に関する基本的な方針」では、背後地の地盤高が低い地域や、人口・資産が集積した地域にあっては、過去の津波、高潮等による災害を十分勘案し、必要に応じ、より高い安全を確保することを目標とすると示されている。 愛知県においては、平成21年台風18号により三河湾を中心に伊勢湾台風級に匹敵する高潮が発生し大きな被害が生じたことを踏まえ、本県の高潮の防護のあり方についての検討（平成23～24年度「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討委員会」）を行った。 この検討等を踏まえ、高潮防護に関する長期的な視点での「施設整備の目標」を設定し、段階的な整備により防護レベルを向上させていくこと等について、関係管理者等と調整を進めていく。 長期目標に向けた施設整備にあたっては、気候変化による外力の変化に関する研究の進捗を踏まえ、施設更新時など整備を行う時期の検討や、段階的に堤防嵩上げを行うなどの整備手法等について検討する。 また、施設整備目標を超える規模の高潮については、想定し得る最大規模の検討を行うとともに、危機管理対策としての命を守る対策について関係機関と調整・検討を行う。 ※1 平成25年12月11日、国土交通大臣より社会資本整備審議会に諮問。 図. 防護の目標レベルのイメージ	3. 今後の取り組み方針 遠州灘沿岸の海岸保全基本計画策定後の取組の方針として、以下のものがあげられる。 ○総合土砂管理等に向けて関係機関との連携強化 遠州灘沿岸における砂浜の保全・回復においては、静岡県と愛知県、両県が連携し働きかけ、河川管理者などが中心となった総合的な土砂管理システムの構築が必要であり、今後も引き続き情報交換や調査・研究を行い、海浜状況の変化に適切に対応できる体制づくりを進めていくものとする。 また、砂丘や海食崖等の変化、多様な生物・生態系等の実態把握に関する、継続的な調査・研究体制についても、同様に関係者との連携・調整を図っていくものとする。 ○津波への対応 津波対策においては、「愛知県沿岸海岸保全基本計画検討委員会技術部会」の検討結果を踏まえ、地域特性に応じた対応を検討していくとともに、県地域防災計画等に基づいた対応に加え、各市町へのデータ提供のほか、様々な関係機関と連携した多重防御、ソフトを含めた総合的な津波防災を推進していくものとする。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
○海辺での不法投棄等ごみ問題や流入河川の水質改善への対応 海辺のゴミ放置や不法投棄に対しては、定期的な監視、ゴミ等の回収への支援やモラル向上のための啓発活動が必要となる。 また、流域の土地利用や陸域からの排水に影響を受ける流入河川の水質に対しては、海域の水質維持のためにも水質保全への取組が必要となる。いずれの問題も沿岸全体で取組む課題であり、国・県・市町の関係機関や民間団体等との連携・調整を図りながら、検討を行っていくものとする。 ○沿岸の環境保全や適正利用に向けた対応 遠州灘沿岸の環境保全や適正な利用に向けて、環境教育や環境愛護思想の啓発を進めていくことが重要であることから、現在各地域で行われている様々な活動や取組が、沿岸全体で連携できるように、ネットワークづくりを進めるとともに、その内容を広く情報発信していくものとする。 ○地域住民等の参画と情報公開 地域の人々に親しまれる海岸づくりのために、本基本計画策定段階でのアンケート調査等による住民意見の反映に努めた。今後、防護、環境保全、利用促進のバランスのとれた事業を実施していくために、計画策定時だけでなく、事業の実施や施設の維持管理段階において、地域住民や漁業関係者、N P Oなど海岸に関わる関係者の積極的な参画が得られるよう努めていくものとする。 現在行われている住民参加型の活動である、アカウミガメの保護に向けた啓発活動や海岸の美化活動など、これらの活動の継続的な実施が必要である。したがって、現地見学会や勉強会、意見交換会の開催など、地域住民やボランティアの人々の海岸保全に関する知識と意識の向上を図ることにより、海岸づくりに関わるような環境を創っていくよう努めていくものとする。 なお、本基本計画書をはじめその他海岸に関する情報について、地域住民や海岸利用者がわかりやすいように、広報・ホームページ等を通して情報提供や共有に努めていくものとする。 ○地域特性に応じた「海岸づくり」 海岸保全施設から守られる地域と海岸との関係は、海岸を観光や漁業として利用している地域、海岸をまちづくりと一体として位置づけている地域、沿岸域と陸域の自然環境の連続性が重要な地域など様々な形態が存在する。 このため、海岸保全施設の整備にあたっては、地域特性に応じた「海岸づくり」が重要であるから、市町村の防災計画との整合をとることや、まちの中に将来の堤防整備高さ表示するなど、計画から整備に至るそれぞれの段階で必要に応じて、関係機関や地域住民等との合意形成を図ることとする。 ○社会情勢の変化への対応 本計画策定後、土地利用の変化、大規模な海岸災害の発生、将来の気候変動に関する新たな知見の公表、施設整備に関する新技術の開発といった社会経済状況を含めた変化が認められた場合、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容の検証を行い、また、必要に応じて津波・高潮の浸水想定の見直しを行い、計画を適宜見直すこととする。 この見直しが適切に行えるように、海岸保全施設の機能の状況、海岸を巡る自然環境、社会経済状況などを把握していくこととする。	○海辺での不法投棄等ごみ問題や流入河川の水質改善への対応 海辺のゴミ放置や不法投棄に対しては、定期的な監視、ゴミ等の回収への支援やモラル向上のための啓発活動が必要となる。 また、流域の土地利用や陸域からの排水に影響を受ける流入河川の水質に対しては、海域の水質維持のためにも水質保全への取組が必要となる。いずれの問題も沿岸全体で取組む課題であり、国・県・市町の関係機関や民間団体等との連携・調整を図りながら、検討を行っていくものとする。 ○沿岸の環境保全や適正利用に向けた対応 遠州灘沿岸の環境保全や適正な利用に向けて、環境教育や環境愛護思想の啓発を進めていくことが重要であることから、現在各地域で行われている様々な活動や取組が、沿岸全体で連携できるように、ネットワークづくりを進めるとともに、その内容を広く情報発信していくものとする。 ○地域住民等の参画と情報公開 地域の人々に親しまれる海岸づくりのために、本基本計画策定段階でのアンケート調査等による住民意見の反映に努めた。今後、防護、環境保全、利用促進のバランスのとれた事業を実施していくために、計画策定時だけでなく、事業の実施や施設の維持管理段階において、地域住民や漁業関係者、N P Oなど海岸に関わる関係者の積極的な参画が得られるよう努めていくものとする。 現在行われている住民参加型の活動である、アカウミガメの保護に向けた啓発活動や海岸の美化活動など、これらの活動の継続的な実施が必要である。したがって、現地見学会や勉強会、意見交換会の開催など、地域住民やボランティアの人々の海岸保全に関する知識と意識の向上を図ることにより、海岸づくりに関わるような環境を創っていくよう努めていくものとする。 なお、本基本計画書をはじめその他海岸に関する情報について、地域住民や海岸利用者がわかりやすいように、広報・Webページ等を通して情報提供や共有に努めていくものとする。 ○地域特性に応じた「海岸づくり」 海岸保全施設から守られる地域と海岸との関係は、海岸を観光や漁業として利用している地域、海岸をまちづくりと一体として位置づけている地域、沿岸域と陸域の自然環境の連続性が重要な地域など様々な形態が存在する。 このため、海岸保全施設の整備にあたっては、地域特性に応じた「海岸づくり」が重要であるから、市町村の防災計画との整合をとることや、まちの中に将来の堤防整備高さ表示するなど、計画から整備に至るそれぞれの段階で必要に応じて、関係機関や地域住民等との合意形成を図ることとする。 ○社会情勢の変化への対応 本計画策定後、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化、土地利用の変化、大規模な海岸災害の発生、将来の気候変動に関する新たな知見の公表、施設整備に関する新技術の開発といった社会経済状況を含めた変化が認められた場合、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容の検証を行い、また、必要に応じて津波・高潮の浸水想定の見直しを行い、計画を適宜見直すこととする。 この見直しが適切に行えるように、海岸保全施設の機能の状況、海岸を巡る自然環境、社会経済状況などを把握していくこととする。

現行基本計画記載内容			変更なし	変更記載内容（案）		
《愛知県（平成15年7月策定）》			《愛知県（平成15年7月策定）》			
氏名	所属等	備考	氏名	所属等	備考	
岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授	※愛知県検討委員会委員長	岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授	※愛知県検討委員会委員長	
青木 伸一	豊橋技術科学大学助教授	※	青木 伸一	豊橋技術科学大学助教授	※	
内田 至	名古屋港水族館館長	※	内田 至	名古屋港水族館館長	※	
芹沢 俊介	愛知教育大学教授	※	芹沢 俊介	愛知教育大学教授	※	
米村 恵子	江戸川大学教授	※	米村 恵子	江戸川大学教授	※	
伊藤 三也	田原町文化財保護審議会委員		伊藤 三也	田原町文化財保護審議会委員		
大須賀 哲夫	豊橋市アカウミガメ保護対策協議会会長		大須賀 哲夫	豊橋市アカウミガメ保護対策協議会会長		
白井 孝市	渥美郡田原町長		白井 孝市	渥美郡田原町長		
杉原 幹麿	赤羽根町サーフィン協会理事長		杉原 幹麿	赤羽根町サーフィン協会理事長		
早川 勝	豊橋市長		早川 勝	豊橋市長		
原 功一	渥美町観光協会副会長	現渥美町長	原 功一	渥美町観光協会副会長	現渥美町長	
彦坂 良隆	豊橋市外海漁業協同組合代表理事組合長		彦坂 良隆	豊橋市外海漁業協同組合代表理事組合長		
敬称略			敬称略			
注）※は全体委員会の委員を兼任			注）※は全体委員会の委員を兼任			
《愛知県（平成27年12月変更策定）》			《愛知県（平成27年12月変更策定）》			
（愛知県海岸保全基本計画検討委員会）			（愛知県海岸保全基本計画検討委員会）			
氏名	所属等	備考	氏名	所属等	備考	
喜岡 涉	名古屋工業大学教授	愛知県検討委員会委員長	喜岡 涉	名古屋工業大学教授	愛知県検討委員会委員長	
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	愛知県検討委員会副委員長	水谷 法美	名古屋大学大学院教授	愛知県検討委員会副委員長	
芹沢 俊介	愛知教育大学名誉教授		芹沢 俊介	愛知教育大学名誉教授		
奥野 信宏	中京大学教授		奥野 信宏	中京大学教授		
日登 弘	名古屋港水族館館長		日登 弘	名古屋港水族館館長		
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事		和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事		
山内 均	愛知県観光協会専務理事		山内 均	愛知県観光協会専務理事		
降幡 光宏	愛知県自然観察指導員連絡協議会副会長		降幡 光宏	愛知県自然観察指導員連絡協議会副会長		
高瀬 俊明	日本サーフィン連盟愛知支部長		高瀬 俊明	日本サーフィン連盟愛知支部長		
佐原 光一	豊橋市長		佐原 光一	豊橋市長		
榊原 康正	西尾市長		榊原 康正	西尾市長		
鈴木 克幸	田原市長		鈴木 克幸	田原市長		
服部 彰文	弥富市長		服部 彰文	弥富市長		
石黒 和彦	南知多町長		石黒 和彦	南知多町長		
（愛知県海岸保全基本計画検討委員会 技術部会）			（愛知県海岸保全基本計画検討委員会 技術部会）			
氏名	所属等	備考	氏名	所属等	備考	
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	座長	水谷 法美	名古屋大学大学院教授	座長	
川崎 浩司	名城大学特任教授		川崎 浩司	名城大学特任教授		
北野 利一	名古屋工業大学准教授		北野 利一	名古屋工業大学准教授		
加藤 茂	豊橋技術科学大学准教授		加藤 茂	豊橋技術科学大学准教授		
敬称略			敬称略			

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）																																																																		
	《愛知県（令和 7 年〇月変更策定）》 （愛知県海岸保全基本計画検討委員会） <table><tr><th>氏 名</th><th>所 属 等</th><th>備 考</th></tr><tr><td>水谷 法美</td><td>名古屋大学大学院 教授</td><td>愛知県検討委員会委員長</td></tr><tr><td>加藤 茂</td><td>豊橋技術科学大学 准教授</td><td>愛知県検討委員会副委員長</td></tr><tr><td>渡邊 幹男</td><td>愛知教育大学 教授</td><td></td></tr><tr><td>内田 俊宏</td><td>中京大学 客員教授</td><td></td></tr><tr><td>栗田 正徳</td><td>公益財団法人名古屋みなと振興財団 常務理事（名古屋港水族館 館長）</td><td></td></tr><tr><td>間瀬 堅一</td><td>愛知県漁業協同組合連合会 常務理事</td><td></td></tr><tr><td>丹羽 邦夫</td><td>愛知県観光協会 事務局長</td><td>（前任：榊原 仁（専務理事））</td></tr><tr><td>瀧崎 吉伸</td><td>愛知県自然観察指導員連絡協議会 調査保全担当理事</td><td></td></tr><tr><td>工門 真二郎</td><td>日本サーフィン連盟 愛知支部長</td><td></td></tr><tr><td>田中 美奈子</td><td>特定非営利活動法人 表浜ネットワーク 事務局長</td><td></td></tr><tr><td>長坂 尚登</td><td>豊橋市長</td><td>（前任：浅井 由崇）</td></tr><tr><td>中村 健</td><td>西尾市長</td><td></td></tr><tr><td>山下 政良</td><td>田原市長</td><td></td></tr><tr><td>安藤 正明</td><td>弥富市長</td><td></td></tr><tr><td>石黒 和彦</td><td>南知多町長</td><td></td></tr></table> （愛知県海岸保全基本計画検討委員会 技術部会） <table><tr><th>氏 名</th><th>所 属 等</th><th>備 考</th></tr><tr><td>水谷 法美</td><td>名古屋大学大学院教授</td><td>座長</td></tr><tr><td>戸田 祐嗣</td><td>名古屋大学大学院教授</td><td></td></tr><tr><td>北野 利一</td><td>名古屋工業大学 准教授</td><td></td></tr><tr><td>加藤 茂</td><td>豊橋技術科学大学 准教授</td><td></td></tr><tr><td>加藤 史訓</td><td>国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部 水環境研究官</td><td></td></tr></table> 敬称略	氏 名	所 属 等	備 考	水谷 法美	名古屋大学大学院 教授	愛知県検討委員会委員長	加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授	愛知県検討委員会副委員長	渡邊 幹男	愛知教育大学 教授		内田 俊宏	中京大学 客員教授		栗田 正徳	公益財団法人名古屋みなと振興財団 常務理事（名古屋港水族館 館長）		間瀬 堅一	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事		丹羽 邦夫	愛知県観光協会 事務局長	（前任：榊原 仁（専務理事））	瀧崎 吉伸	愛知県自然観察指導員連絡協議会 調査保全担当理事		工門 真二郎	日本サーフィン連盟 愛知支部長		田中 美奈子	特定非営利活動法人 表浜ネットワーク 事務局長		長坂 尚登	豊橋市長	（前任：浅井 由崇）	中村 健	西尾市長		山下 政良	田原市長		安藤 正明	弥富市長		石黒 和彦	南知多町長		氏 名	所 属 等	備 考	水谷 法美	名古屋大学大学院教授	座長	戸田 祐嗣	名古屋大学大学院教授		北野 利一	名古屋工業大学 准教授		加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授		加藤 史訓	国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部 水環境研究官	
氏 名	所 属 等	備 考																																																																	
水谷 法美	名古屋大学大学院 教授	愛知県検討委員会委員長																																																																	
加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授	愛知県検討委員会副委員長																																																																	
渡邊 幹男	愛知教育大学 教授																																																																		
内田 俊宏	中京大学 客員教授																																																																		
栗田 正徳	公益財団法人名古屋みなと振興財団 常務理事（名古屋港水族館 館長）																																																																		
間瀬 堅一	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事																																																																		
丹羽 邦夫	愛知県観光協会 事務局長	（前任：榊原 仁（専務理事））																																																																	
瀧崎 吉伸	愛知県自然観察指導員連絡協議会 調査保全担当理事																																																																		
工門 真二郎	日本サーフィン連盟 愛知支部長																																																																		
田中 美奈子	特定非営利活動法人 表浜ネットワーク 事務局長																																																																		
長坂 尚登	豊橋市長	（前任：浅井 由崇）																																																																	
中村 健	西尾市長																																																																		
山下 政良	田原市長																																																																		
安藤 正明	弥富市長																																																																		
石黒 和彦	南知多町長																																																																		
氏 名	所 属 等	備 考																																																																	
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	座長																																																																	
戸田 祐嗣	名古屋大学大学院教授																																																																		
北野 利一	名古屋工業大学 准教授																																																																		
加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授																																																																		
加藤 史訓	国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部 水環境研究官																																																																		